別紙１

防府市休日診療所オンライン診療体制整備等業務仕様書

１　業 務 名　　防府市休日診療所オンライン診療体制整備等業務

２　委託期間　　契約締結の日から令和１４年３月３１日

３　実施場所　　防府市休日診療所

４　委託業務の目的

防府市休日診療所に、オンライン診療による内科夜間一次救急を開設し、併せて患者の混みあう繁忙期の診療を防府医師会員医師による対面診療と並行して行うことにより、新たなマンパワーを確保し、継続的で持続的な休日・夜間診療を実施することを目的とする。

５　業務の内容

本市の夜間一次救急医療体制を整備するため、受託者は防府市休日診療所で実施するオンライン診療について、市民等がスマートフォン等を用いて受診できる体制を、下記のとおり構築すること。

（１）オンライン診療体制整備業務

ア 受託者が運用するオンライン診療について、利用者がスマートフォン等で診療前相談、オンライン診療等を行える体制を構築すること。

イ　診療日時等は次のとおりとする。

診療日　　毎日

受付時間　午後６時４５分から午後９時４５分

診療時間　午後７時から午後１０時

なお、繁忙期に、休日診療所の対面診療と並行して実施する場合がある。

ウ　診療科目は、内科とする。

エ 診療行為は、防府医師会が派遣する医師及び本市と休日診療所オンライン診療医師出務契約を締結した医師が行うものとする。

オ 実施医療機関は防府市休日診療所とし、診療報酬は、防府市休日診療所に支払われるものとする。

カ オンライン診療を行う医師が、早急に対面で診療を受ける必要があると判断する患者については、速やかに救急告示病院等へ診療情報を共有する等の連携を行い、適切な受診につなげる体制を構築すること。

キ 受託者は、オンライン診療に必要な機器、適切なサービスやシステム及び通信環境等を整備すること。

なお、整備する機器等については、最新機種とし、タブレット端末を導入する場合は、導入台数分のＭＤＭアプリも導入すること。

ク　医師による視診・問診に耐えうる、安定した画質及び音質のビデオ通話システムを提供し、保守すること。

ケ　受託者は、オンライン診療の受付後、患者の症状や年齢等に配慮し、円滑かつ適切に受診できる環境を整えること。

コ　休日診療所における窓口会計業務、レセプト入力業務が円滑に行えるよう支援をすること。

　現在、休日診療所で使用しているレセプトコンピュータ（オンプレミス型ORCA）との連携（クラウドによる遠隔操作等）は行わない。

サ　当面、紙カルテでの運用となるため、オンライン診療が成立するよう提案すること。

　なお、情報をデータでやり取りする場合は、クラウドサービスの利用を含め、必要な情報セキュリティ対策を確保すること。

シ　オンライン診療を受診した患者に対し、薬が処方された場合は、当日休日診療所内の薬局で薬を受け渡すため、当該薬局と調整等を行い、円滑な薬の受け渡しに努めること。

なお、当該薬局の開設時間は午後７時から午後１０時までとする。

ス　体制整備後、診療医師等に対し、操作研修等の説明会を実施すること。

（２）オンライン診療運営業務

ア　受託者は、診療を行う医師の確保や勤務時間の調整、医師の割り当て等について、本市に支援すること。

イ　受託者は、医師が、フォローアップの必要があると判断した患者には、オンライン診療を受診した翌日に連絡し、対面診療の案内や医療相談等を実施すること。

ウ　医療品質改善のため、オンライン診療を受診した全ての患者に対して、満足度アンケート調査をすること。調査項目は、事前に本市の同意を得るものとし、調査結果を本市へ報告するものとする。

エ　オンライン診療が市民に定着するよう、普及促進及び利用者が安心して利用できるような広報資材等の作成や、周知・広報活動の対応をすること。

オ　受託者は、本事業による申込件数、診療件数、患者の属性、時間帯等について月ごとに取りまとめ、業務実績報告として翌月２０日までに本市へ報告すること。

６　人員・体制

（１）協力医師の確保及びバックアップ体制

ア　県内の協力医師

県内の協力医師の確保（募集・選定等）に係る医師会等との調整は、受託者が実施すること。

イ　県外の協力医師

県内の協力医師のみで対応が困難な場合に備え、受託者の責任において県外の協力医師のバックアップ体制を確保すること。

なお、県外の協力医師の確保に当たっては、本市又は山口県出身者や本市又は山口県内で勤務経験がある者等、本市又は山口県にゆかりのある医師を優先すること。

ウ　協力医師の要件

協力医師は、以下の要件を全て満たすこと。

(ア)内科専門医等、内科を診療できる医師であること。

(イ)「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において受講が義務とされている、厚生労働省が定める研修を受講していること。

(ウ)厚生労働大臣が交付する医師免許証又は医師免許証及び臨床研修修了登録証を有し、診療行為が法的に認められる状態にあること。

(2)事務局

ア　通常時の事務局体制は、看護師、事務員それぞれ１名ずつ配置すること。

イ　看護師については、夜間における患者からの窓口となるため、トリアージ・オンライン診療受診を適正に判断できる能力を有する者を配置すること。

なお、契約時に資格確認ができる資料（看護師資格の写し）を提出すること。

ウ　医師と事務局、休日診療所が相互に常時通信可能な状態としておくこと。

(3)業務責任者

業務責任者は、本業務の進行管理、品質管理、課題・リスク管理等を実施し、本市の求めに応じた報告、関係者との必要な調整及び課題の解決を行う者とする。

なお、重大事案が発生した場合は、直ちに事象の概要、発生原因、応急処置、今後の対応方針等を本市へ報告し、指示を仰ぐこと。

(4)情報管理責任者

情報管理責任者は、本業務において取り扱う個人情報及び関連資料の完全管理を統括し、法令及び本仕様書で定める基準を遵守するとともに、本業務における情報セキュリティ対策の運用を主導する者とすること。

7　運営保守

(1)本業務に関連する法令改正や、診療報酬の改定等が行われた場合は、遅滞なく適切に対応すること。

(2)オンライン診療を実施するため整備した機器やシステム、通信環境等について保守すること。

(3)ウイルス対策ソフトを実装し、最新のセキュリティパターンファイルの適用及び常時監視を行うこと。

(4)ソフトウェアの不具合解消等に係るバージョンアップを行うこと。

(5)アプリケーションの不具合、通信障害等によりオンライン診療、レセプト算定作業等、本業務に支障を及ぼす障害が発生した場合は、速やかに復旧作業を行い、状況や結果等について、本市へ適宜報告すること。

(6)日次で、申込者情報、診療情報のバックアップを取得すること。

8　再委託の制限

（1）受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ本市と協議し、承認を得た場合はこの限りでない。

（2）（1）により本市が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置を取らせなければならない。

（3）（1）により本市が承認した場合であっても、受託者は、本市に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

9　留意事項

（1）本業務の実施に当たっては、関係法令及び厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等の関係通知を遵守して行うこと。

（2）受託者は、本業務等で知り得た一切の情報及び本市から提供、指示又は預託された情報を取り扱うに当たっては、善良なる管理者の注意をもって漏えい等防止の取組を行い、適切に情報管理をすること。また、本業務の目的以外には、情報を利用しないこと。

（3）受託者は、本業務を行うため、個人情報その他の重要な情報資産を取り扱うに当たっては、別記「重要情報資産・個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（4）業務の実施にあたっては、国等が示すサイバーセキュリティに関するガイドライン等を参考に情報セキュリティを確保すること。

（5）個人情報法保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

（6）本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項においても、本業務の目的を達成するため必要な事項については、本市と受託者が協議を行い、完備するものとする。

（7）本仕様書に定めのない事項及び業務の実施に当たって疑義が生じた事項については、その都度、本市と受託者が協議を行い、本市の裁定に従うものとする。